

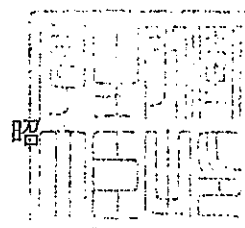
平成 21 年度地域医療再生臨時特例交付金交付決定通知書

大 阪 府

平成 22 年 1 月 7 日医対第 3549 号で申請のあった平成 21 年度地域医療再生臨時特例交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成 22 年 1 月 29 日

厚生労働大臣 長 妻



- 1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 21 年 6 月 5 日厚生労働省発医政第 0605003 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 21 年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 3 に定める事業であり、その内容は平成 22 年 1 月 7 日医対第 3549 号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金 5, 000, 000, 000 円
交付金の額	金 5, 000, 000, 000 円

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、別表のとおりである。
- 4 交付金の額の確定は、交付要綱の 4 に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 5 この交付金は、交付要綱の 5 に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の7に定めるところにより行わなければならない。

7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成22年2月12日とする。

(別表)

大阪府

区 分 (対象地域)	事業に要する経費 (円)	交付金の額 (円)
泉州	2,500,000,000	2,500,000,000
堺市・南河内	2,500,000,000	2,500,000,000
合 計	5,000,000,000	5,000,000,000